

最高裁判決を踏まえた生活保護費等の追加給付について

1 概要

平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決(令和7年6月27日)への対応について、国において専門委員会を設置し、その審議結果等を踏まえ、方向性が示された。これを受け、当該基準の対象となる期間において、本区で生活保護を受給していた世帯に対し、追加給付を実施する。

2 文京区の対象世帯数及び追加給付額(見込み)

- (1) 対象世帯 2,951 世帯(受給世帯 1,631 世帯、廃止世帯 1,320 世帯)
- (2) 原告世帯 上記(1)のうち、1世帯
- (3) 追加給付額(平成25年8月から平成30年9月まで受給していた場合)
国の試算において、単身世帯/約10万円前後 2人世帯/約15万円前後

3 実施予算額

- (1) 追加給付額 240,000 千円(国庫負担 3/4、区負担 1/4)
- (2) 事務経費 46,000 千円(国庫補助 10/10)

4 実施方法

- (1) 受給世帯
平成25年8月以降の本区における受給期間に応じて、世帯主に職権で支給
なお、本区外での受給期間分は、当該自治体が対応(世帯主からの申出が必要)
- (2) 廃止世帯
世帯主からの申出を受け、給付を決定
- (3) 原告世帯
国において特別給付金を支給
※なお、死亡した方については、追加給付の対象外

5 今後の予定

- | | |
|------------|--|
| 令和8年2月 ~3月 | 原告世帯/国が申請を受け、特別給付金を支給 |
| 5月 ~8月 | 受給世帯/追加給付額の確認
廃止世帯/区報、ホームページ等により周知 |
| 9月 | 受給世帯/追加給付の支給
廃止世帯/追加給付の申出を受け付け、決定後、順次支給 |
| 令和9年3月 末 | 廃止世帯/追加給付の支給終了 |